

市民委員会資料

1 平成25年第1回定例会提出予定議案の説明

- (8) 議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

資料 新旧対照表【第1条第4号関係】
新旧対照表【第1条第5号関係】

市民・こども局こども本部

(平成25年2月12日)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第1条第4号関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 （指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 （指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、<u>障害者自立支援法</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは<u>障害者自立支援法</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第1条第5号関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>（指定障害児入所施設等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（従業者及びその員数）</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>（指定障害児入所施設等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（従業者及びその員数）</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（<u>障害者自立支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(検討等)</p> <p>第24条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定障害児通所支援事業者、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(検討等)</p> <p>第24条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、<u>障害者自立支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができるように認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定障害児通所支援事業者、<u>障害者自立支援法</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは<u>障害者自立支援法</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(従業者及びその員数)</p> <p>第54条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>(従業者及びその員数)</p> <p>第54条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（<u>障害者自立支援法</u>第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>